

令和7年度加古川市肝炎ウイルス検診個別再勧奨事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加古川市肝炎ウイルス検診個別再勧奨事業として、平成23年度から平成27年度にかけて40・45・50・55・60歳を対象に実施し、加古川市肝炎ウイルス検診個別再勧奨事業として、平成30年度から令和2年度にかけて43～64歳を対象に実施したが、いまだ未受診者が多いことを鑑み、肝炎ウイルス検診未受診者への個別再勧奨を実施するものである。それにより、肝炎ウイルス検診（以下、「検診」という。）の重要性の認識と受診の動機付けを醸成、向上させること、さらに検診を受診する際の個人負担金を市が負担し、検診を受診しやすい環境整備を行うことにより、自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識させるとともに、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関で受診することにより、肝炎による健康障害の回避、症状の軽減又は進行の遅延を図ることを目的とする。

(個別再勧奨対象者)

第2条 個別再勧奨対象者は、加古川市住民基本台帳に記録のある者のうち別表に該当し、かつ過去に検診を受診していないものとする。

(検診台帳の整備)

第3条 市長は、前条に規定する個別再勧奨対象者を適正に管理するため、令和7年4月20日を基準日として検診台帳を作成する。

2 検診台帳には、対象者の氏名、生年月日、住所及び検診受診の有無等を記載する。

3 第1項に規定する基準日から令和8年2月28日までの間に、個別再勧奨対象者となった者のうち、検診の受診を希望するものについて、適当と認めた場合には検診台帳に登録する。

(再勧奨の実施)

第4条 市長は、前条第1項の検診台帳に記載のある者に対し、通知の送付により検診の受診について再勧奨を実施する。

(検診受診対象者)

第5条 検診受診対象者は、前条の規定に基づき再勧奨を受けた者のうち、検診未受診であり、検診を受診する日において加古川市住民基本台帳に記録のあるものとする。

(検診受診期限)

第6条 検診受診期限は、令和8年2月28日とする。ただし、検診実施機関の都合により受診できなかった者については、受診期限までに申し込みをした旨の確認が取れた場合に限り、令和8年3月31日までの受診を認めるものとする。

(個人負担金相当額等の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の行為によって、要綱による検診受診対象者ではないことが認められたときは、その者から市が負担した金額の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

年齢	生年月日
45 歳	昭和 55（1980）年 4 月 1 日～昭和 56（1981）年 3 月 31 日
50 歳	昭和 50（1975）年 4 月 1 日～昭和 51（1976）年 3 月 31 日
55 歳	昭和 45（1970）年 4 月 1 日～昭和 46（1971）年 3 月 31 日
60 歳	昭和 40（1965）年 4 月 1 日～昭和 41（1966）年 3 月 31 日
70 歳	昭和 30（1955）年 4 月 1 日～昭和 31（1956）年 3 月 31 日